

2022年2月定例会 本会議一般質疑と当局答弁

2021年3月3日(木) 15:15

永井佑議員の一般質疑（30分）

1. ヤングケアラーについて
2. 子育て支援のPR活用推進を
3. 不妊治療助成制度の拡充



永井佑議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 北橋市長 [ヤングケアラー：相談窓口について]
- 教育長 [ヤングケアラー：スクールソーシャルワーカーの増員について]
- 子ども家庭局長 [ヤングケアラー：実態調査について]
[子育て支援のPR活用推進について]
[不妊治療助成制度の拡充について]
- 永井佑議員 [ヤングケアラーについて]
- 子ども家庭局長
- 永井佑議員
- 子ども家庭局長
- 永井佑議員 [不妊治療助成制度の拡充]
- 子ども家庭局長
- 永井佑議員
- 子ども家庭局長

◎永井佑議員の一般質疑

[ヤングケアラーについて：調査・把握、適切な支援を]

ヤングケアラーは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どもを指します。

ケアが必要な人は主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。

昨年度行った国の調査では、世話をしている家族がいると回答した中学生は17人に1人のぼり、ケアを始めた年齢の平均は9.9歳といいます。多感な思春期に担うケア負担は、学業の遅れ、友人と過ごす時間が減る事によるコミュニケーション能力の欠如等に繋がる可能性もあります。また、多くが進路選択を制限せざるを得ない状況に不安を抱えており、大変深刻な問題です。

昨年9月、本市は公立の中高校生にアンケートを実施し、きょうだいの世話などを週4日以上1日平均1時間以上している中学生が1215人、高校生が13人いる事が明らかになりました。

学校はこれら生徒と面談の上アセスメントを実施し、中学生5人について、区役所の子ども家庭相談コーナーと連携した支援に繋がっています。

ケアを行っている子ども自身が「ヤングケアラーである」という認識がないことや困っていても「誰に相談したらいいかわからない」という場合が多くあります。

本市には、相談の担い手であるスクールソーシャルワーカーが18名しかおらず、1人で何校も担当しています。市内の小、中学校合わせて、191校ある本市において、子どもや教員からの相談、実態把握、関係機関と連携した支援を実施するには不十分な状況です。

〔ソーシャルワーカーの増員〕

当事者である子どもや支援者である教員がヤングケアラーについて知る必要があります。啓発パンフレットや教材を作成・配布する等して、学校でヤングケアラーについて学べる機会を作る事を求めます。さらに、気軽に相談できる環境と早期発見、当事者に寄り添い、適切な支援に繋げる為、スクールソーシャルワーカーを増員すべきです。答弁を求めます。①

〔本市で開設予定の相談窓口について〕

私が相談をうけたある母子世帯の母親は、精神障害があり、月に数回の発作で幼児退行し、物を投げ、暴れる状況でした。一緒に住んでいる子どもが発作を止める為に、舌下錠を口に含ませ、落ち着かせる等ケアを行っています。子どもは自閉症があり、他人に助けを求める事が出来ません。

私は区役所に繋ぎ、精神保健福祉相談員と連携して支援していく事になりました。この世帯の抱える問題を解決する為には、医療支援だけでなく、生活保護等の生活支援、障害者作業所への就労支援など多岐にわたる支援が必要です。

ヤングケアラーとなる背景は様々です。家庭丸ごと支援する総合的なメニュー・パッケージを準備しなければ、支援からこぼれ落ちてしまいます。

教員からは「相談窓口の開設は歓迎するが、心を閉ざしている家庭に介入できる体制になく、支援に繋がれず意味がない」との声が寄せられています。

福岡市で昨年の 11 月からヤングケアラーの相談窓口を開設していますが、ケアラー当事者からの相談はゼロだそうです。

そこで質問します。

本市も令和 4 年度から相談窓口を開設するとしていますが、どのような体制となるのか尋ねます。相談後に適切な支援に繋がるよう、教育現場や支援を行う団体等との連携、自治会・民生委員にも協力を依頼する等、支援体制の構築を併せて行うことが必要です。答弁を求めます。

【ヤングケアラーの実態調査を】

埼玉県白岡市で 15 歳の中学生が自宅で意識不明の状態で見つかり、その後死亡した事件がありました。彼は 8 人きょうだいの長男で、ヤングケアラーとして、弟や妹の面倒を見るため、小学校 5 年生から不登校となり、友人達とも疎遠になっていたそうです。

埼玉県でのケースを含めヤングケアラーは、家庭の事は家庭でやりなさいという自己責任を押し付けられてきた、日本社会の縮図と言えます。

国は実態を掴もうと、昨年 12 月から大学 3 年生を対象に、今年の 1 月から全国の公立小学校からおよそ 350 校を抽出し、小学校 6 年生を対象に初めての実態調査へと動きだしています。そこで質問します。住民の命と暮らしに責任を持ち、守っていくことが行政の役割です。本市においても、調査が未実施である、公立の小学校全学年に加え、市内の定時制・通信制学校と大学での調査を行い、ヤングケアラーの実態を掴むべきです。答弁を求めます。

【子育て支援の PR について】

前回の質問後、不妊治療のパンフレットが完成し、見やすいと好評です。北九州市公式 LINE も改良され、ホームページの相談窓口簡単にアクセスできるようになりました。

利用者からは「今回改良した公式 LINE で、不妊や不育症に関する相談専門ダイヤルがあるのを初めて知った。」という声もあり、改良の成果が出ています。

その一方で、「『北九州が子どもを持ちたいカップルのどんな悩みにも答えます！』というポスターを作る等、もっと積極的に本市の取組の PR に力を入れたらいいのに」との声がありました。そこで質問します。

引き続き、不妊治療における公式 LINE のさらなる活用推進と啓発を求めます。加えて、より多くの人の目に留まるよう、区役所だけでなく、コンビニやスーパーなど誰もが利用する場所にポスターを掲示すべきです。

さらに、市民の声にもある様に、「妊活応援北九州」「北九州が子育て NO1なのは〇〇だから！」のようなインパクトのあるキャッチフレーズを工夫することで、取組がより周知され、本市を PR する事と人口増加にも繋がるのではないのでしょうか。答弁を求めます。④

〔不妊治療助成制度について〕

国は今年の4月に不妊治療に対して、保険適用する事を決定しました。

鳥取県が県独自の助成制度を開始します。具体的には、女性の年齢が43歳未満である事を条件に、先進医療の対象外となった検査や治療を保険適用された治療と合わせて受診する場合、1回あたり30万円を上限に全額助成、先進医療の自己負担分に対しても5万円を上限に助成するとの事です。

保険適用になる事は大きな前進ですが、残る自己負担分に加え、保険適用外の負担は不妊治療の支障となります。子育て支援の充実を掲げる本市として、鳥取県の様に独自支援を開始すべきです。答弁を求めます。

■北橋市長

〔ヤングケアラーの相談窓口について〕

私からは、ヤングケアラーの質問の中で相談窓口のことについて答弁をいたします。

大人が担うような家族の介護、兄弟の世話などを行っているヤングケアラーについては、家庭内で行われているため、問題が顕在化しにくいこと。また子ども自身が問題を認識していないことなどから、支援につなげるのが難しいとの課題があります。そのため本市ではこれまで教育や介護、子ども支援の各現場において、ヤングケアラーを早期に発見するため、令和2年10月、教育委員会、保健福祉局、子ども家庭局によるヤングケアラー関係課長会議を設置しております。また教育関係者、ケアマネージャー、保育士にヤングケアラーの早期発見、ニーズ把握に関するガイドラインを配布し、国が示したアセスメントシートの活用など、関係部局や連携協力して、今日まで取り組んでおります。

また今年度は早期発見および広報啓発の促進策として、ヤングケアラーに関わりのある専門職への研修会の開催や市民への出前公演の実施、また市のホームページ、市政だより、人権啓発情報誌「いのち あい ころ」などによる、啓発や相談窓口の周知などを実施いたしました。

そこでヤングケアラーの支援体制であります。本市で把握しております、ヤングケアラーと思われる子どものうち、関係機関による支援が必要なケースについては、警察、医療機関、保育所、民生委員など18団体および本市の関係部局で構成している要保護児童対策地域協議会における連携協力のもとで、区役所子ども家庭相談コーナーや、子ども総合センターが中心となって支援をしております。

さらに令和4年度には、専用相談窓口を設置し、現在まで構築してきた関係団体や関係部局と連携し、より積極的に相談窓口の存在を周知し、ヤングケアラー自身からの相談にも応じていくことを予定しております。

他の都市の事例では、いろんな事例があると思いますが、そういう先行事例も参考にしながら、いろんな関係団体とネットワークを結びますが、市としてもしっかりとコーディネートをして、情報を共有して、対応するということが本市のヤングケアラー相談窓口の特徴にしていきたいと考えております。

窓口寄せられた相談に対しては、一人一人と信頼関係を築き、訴えの声をしっかり受容して適切に対応し、必要に応じ、関係機関の支援につなぐとともに、アウトリーチによる支援を行えるよう、社会福祉士、保育士などの資格を持つコーディネーターを配置することにしております。今後、ヤングケアラーの専用窓口を子どもたちや市民教育現場、支援を行う団体、自治会、民生委員などに広く知っていただいて、ヤングケアラーのより一層の早期発見支援につなげていけるようしっかりと取り組んでまいります。

残余の質問は、教育長と関係局長からお答えをさせていただきます。

■教育長

私からは、ヤングケアラーの質問のうち、子どもや教職員がヤングケアラーを学ぶ機会を作ることと、スクールソーシャルワーカーを増員すること、これについてお答えいたします。

児童生徒や教職員が、ヤングケアラーについて、正しく理解することは、大変重要なことだと認識をしております

【ヤングケアラー：児童・教職員への取り組みについて】

教職員への理解を深めるための取り組みといたしまして、今年度は、管理職を対象にヤングケアラーの定義だとか、ヤングケアラー疑いの児童生徒を発見した時の対応についての研修を行いました。また虐待対応の担当者に対しまして、大学教授を講師として、ヤングケアラーの支援のあり方についての研修もいたしました。これらの内容を各学校で共有することで、教職員一人一人が、ヤングケアラーの現状や支援のあり方に対する理解を深めて、教職員のアンテナを高めるようにしております。

来年度は、今年度の取り組みに加えまして、児童生徒の理解を深める取り組みといたしましては、児童生徒に対して、人権推進センターなどが作成いたしました資料などを、授業の中で活用することで、ヤングケアラーの実態だとか、相談することの大切さなどについての理解を深めるようにしております。

これらの取り組みによりまして、児童生徒自身がヤングケアラーであることに気がついて、相談しやすくなることで、ヤングケアラーの早期発見につながるものと考えております。

【ヤングケアラー：ソーシャルワーカーの増員について】

スクールソーシャルワーカーの役割でございますが、スクールソーシャルワーカーは、不登校や虐待、ヤングケアラーなどのさまざまな課題に対して、福祉の専門家として、学校と関係機関との連絡調整を担っております。これまでも、計画的にスクールソーシャルワーカーの増

員を図ってきたところでありますが、今後も児童生徒の背景にある家庭環境等にも注視しながら、効果的な活用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

■子ども家庭局長

最後に私からは3点のご質問に順次ご答弁いたします。

〔ヤングケアラーの実態調査について〕

まずヤングケアラーについてのうち、公立の小学校全学年に加え、市内の定時制通信制学校と大学での調査を行い、ヤングケアラーの実態をつかむべき、についてご答弁いたします。

ヤングケアラーの実態調査につきましては、令和2年度、国において、全国から無作為に抽出した1割程度の公立中学校や、全日制高校に通う中学2年生、高校2年生などを対象として、実態調査を行いました。その結果、「世話をしている家族がいる」と回答した中学2年生は5.7%。全日制高校2年生は4.1%でありました。

本市では、昨年9月に市立の中学生、高校生にアンケートを実施し、その結果、兄弟の世話や家族の介護など、週4日以上、1日平均1時間以上行っている中学生1215人、全生徒の5.4%。高校生13人、全生徒の2.1%を把握しました。学校はこれらの生徒に面談とヤングケアラーとして把握するために、国が示しているアセスメントを実施し、継続的な関わりの必要な生徒については、引き続き見守りを行っています。

またこのうち、中学生5人については、区役所の子ども家庭相談コーナーと事例を共有し、必要な支援を確認した上で対応しています。

小学生のアンケートにつきましては、本年1月に厚生労働省が約350校の公立小学校6年生を対象に実施しており、本市においても小学生の現状把握することは重要だと認識していますが、小学生には質問の理解が難しいことや、家庭内のデリケートな内容のため、本人が答えにくいことが想定されるなどの課題があると考えています。

また市内の定期制、通信制学校については、その設置者は福岡県や私立であること、市内の大学や短期大学は15校ありますが、設置者が、国・県・市・私立であることから、本市が一律に調査を実施するには、設置者に理解を求める必要があります。

このことから公立の小学校、市内の定時制、通信制学校などでの調査につきましては、今年度末にまとまる予定の国の調査結果などを踏まえまして、関係部局と連携しながら対応してまいりたいと考えます。

〔子育て支援のPRについて〕

子育て支援のPRの不妊治療における本市公式LINEに、さらなる活用推進と啓発に加えて、コンビニやスーパーなどへのポスター掲示やキャッチフレーズの工夫などによる取り組みの周知についてご答弁いたします。

不妊治療の広報については、本市では平成 17 年から、特定不妊治療助成事業の開始に合わせて、市のホームページや市政だよりの掲載などの周知を行っており、昨年 1 月からの助成制度の拡充や、7 月から開始した一般不妊治療や不育症の助成事業などの内容についても、その都度追加修正して掲載しています。

また、制度の内容を分かりやすく説明したリーフレット・ポスターを作成し、市内の産婦人科医療機関に配布し、広報 PR を行いました。さらに令和元年度から、女性の健康アプリ『ルナルナ』内において、本市の妊活支援特設ページで、不妊治療の制度について、周知啓発を行っています。

本市公式 LINE につきましては、令和 3 年 12 月から、チャット形式で簡単に確認でき、さらに市ホームページに誘導できるような検索機能を付加し、不妊治療の広報ツールとして活用しております。

また本年 4 月から、保険適用が開始される際には、不妊治療の女性の健康や保険適用について、LINE の情報共有画面、『タイムライン』に掲載するなど、速やかにお知らせすることとしています。

このように、さまざまな広報媒体を活用し、広報 PR を推進した結果、令和 3 年度の特定不妊治療費助成事業の申請件数は、令和 2 年度の同時期と比較して、約 2 倍増加しました。令和 3 年 4 月から 12 月末までの申請件数は 829 件で、令和 2 年の同時期の申請件数は 310 件でした。今後、議員ご提案のコンビニやスーパーなどへのポスター掲示やキャッチフレーズの工夫も含めて、さまざまな広報媒体を活用して、不妊治療に関する広報 PR に努め、不妊や出産に悩みを抱える方々に、正しい情報を適切に届けてまいりたいと考えます。

[不妊治療の助成について]

次に不妊治療助成制度の鳥取県のように、独自支援を開始すべきについてご答弁いたします。令和 2 年 4 月から、国は保険対象とする不妊治療について、現在の子宮や精管の検査や治療に加えて、人工受精や体外受精、顕微受精など、新たに保険を適用することとしています。保険適用について、医療機関に支払う医療費は、これはまで一旦全額を支払った治療費のうち、特定不妊治療助成で、上限 30 万円の償還払いを受けていましたが、原則 3 割の支払いとなること。同じ治療でも価格差が大きかった状況が、標準的な治療方法と価格に統一化され、明確になることなど、市民にとって、安心して、不妊治療が受けられる仕組みとなります。

それに加えて、保険対象となる治療は、国が認めた治療に限られること、また保険対象外の治療との混合診療については、国が先進医療として認めた治療に限られることなど、保険適用の基本的な取り決めがあります。

また国は、移行期の経過措置として、年度をまたぐ 1 回限りの治療について、保険適用に関わらず、助成することとしており、これを受け本市では、令和 3 年度補正予算に 4,840 万円計上しています。

一方本市では、令和3年7月から人工受精の助成とともに、流産を繰り返す不育症の検査治療に対して助成を行っています。保険適用に意向とならない不育症の検査および治療については、令和4年4月以降も引き続き独自に助成することとしています。令和4年度当初予算に357万円計上しています。

議員お尋ねの保険適用外の不妊治療への独自支援については、現時点では実施する予定はありませんが、今後も国の動向や他都市の状況を見守ってまいりたいと考えます。

●永井議員

[ヤングケアラーの相談窓口について]

ヤングケアラーの相談窓口開設にあたって、他の自治体を参考にしながら、新たな調査をしない、スクールソーシャルワーカーの増員配置はしない、残念ながら後ろ向き答弁と感じました。学校現場での体制強化と相談窓口の充実をさせないと、ヤングケアラーの実態把握、相談にもつながりません。先進的に取り組んでいる兵庫県神戸市を紹介します。

神戸市の本年度予算は1,500万円です。民生委員や子ども食堂、ケアマネー、近隣県の当事者団体や大学教授などに、事前ヒアリングを通じて、実態把握し、相談窓口を開設。当事者同士の交流も行っています。LINE、Google、Yahooに広告を載せ、学校区役所などにポスターを掲示。高校生には1人1枚チラシも配布しています。民生委員や福祉関係者約2000人に対して研修も行ったそうです。市では、担当課を置き、窓口開設。本市は外部委託というお話を伺いました。担当課の方は、「家族丸ごと対象とした個別具体的なオーダーメイドの支援が必要。ただ看板を立てるだけではだめ。走りながら考えていくことが必要」とのことです。事前にヒアリングと学校現場の体制強化や行政による各種啓発が一体化、相談者も広がり、行政が実態を掴んで支援している事例です。神戸モデルを参考にすべきと考えますが、答弁をお願いします。

■子ども家庭局長

今までもヤングケアラーに対して、本市でも、いろいろさまざまな取り組みを重ねてまいりました。要保護児童対策地域協議会おきまして、地域をはじめ、関係団体をはじめ、さまざまな方々と情報共有しながら、取り組んでいるところでございます。

今回新たに設置します専用相談窓口につきましては、そういう既に活動しているさまざまな関係団体、地域と連携しながら、取り組んでいくことは重要だと思っておりますし、さらに特徴的だと考えておりますのは、アウトリーチという機能をつきまして、ご家庭に訪問しながら、またいろんな機関に足を出しながら、出前という考え方で関わることで、積極的に関わっていきたいと思っております。一人一人に合った支援をするということは、必須のことだと考えております。そのためにも、さまざまな関係機関と連携しながら、丁寧に取り組んでいきたいと思っております。さまざまな先行事例も参考させていただきたいと思っております。

●永井議員

はい、ありがとうございます。ヤングケアラーの問題は、学校現場での体制強化と相談窓口の充実と啓発が非常に重要です。早期発見につながっているケースを見ると、地域とつながり、教員・友人へSOSが出せる環境にあり、日頃の関係性が非常に大事です。

[ソーシャルワーカー・実態調査について]

相談窓口開設は大事ですが、本市の窓口体制は2人。市民から「行政機関の相談窓口は敷居が高く、大ごとになりそう」、「相談することで家族に迷惑をかけてしまうのでは」、という声に本当に答えられますか。親身になって相談に乗るスクールソーシャルワーカーもあまりにも少ない。計上されている予算では、十分な周知、実態把握をする市政が、神戸市とは全然違うことが、誰の目にも明らかではないでしょうか。答弁のようなレベルの取り組みで、果たして、ヤングケアラーの実態を掴み、寄り添い、支援をすることができるのでしょうか、答弁をお願いします。

■子ども家庭局長

窓口を4月から開設するわけですが、確かに一人一人に寄り添って、実行的に動くためには、この窓口だけの体制でできるものではありません。今まで、さまざまな関係団体と、すでにヤングケアラーの、また小学校、中学校、教育委員会とも連携しながら、動いてきておりますけども、今回新たに組みたいと思っておりますのは、やはり専用という窓口を作ることによって、より一歩皆さんに強い発信ができるんじゃないかと思っております。専用窓口ということで、ヤングケアラー専門の窓口ということ、各小学校も含めて、地域も含めて、さまざまな団体にお伝えして、そのお伝えした方々の口からまた子どもにも伝わっていく、そういうことでこの窓口をだんだん発展させていきたいと思っております。

まだ4月からのスタートですので、すぐには充実した動きにはならないかもしれませんが、この窓口をきっかけとして、より強固な支援体制にしていきたいと思っております。

●永井議員

はい、分かりました。4月スタートということなんですが、来年度中というふうに伺っています。ぜひ早急に取り組んでいただくことも重要なんですが、しっかり中身吟味していただきたいと思います。

[不妊治療の助成について]

次に不妊治療助成制度、不妊治療に取り組むカップルの声を紹介させていただきます。

「1年間不妊治療をしてきたが、やっぱりお金がかかったのがきつかった」「支援は助かるが手出しは100万円を超えた。子供を産むまでにこれだけのお金がかかり、産んだ後はもっとかかると思うと辛くなる」などの声があります。国の制度変更で、「今の治療にどう影響し、どう制度が変わるか、見てから考えないと」という声があるように、治療に取り組み、検討するカップルに不安や混乱があります。こういう制度になりました。北九州はこのような支援を考えていますと、市公式LINE改良をしていただくということだったんですが、パンフレットは非常に大事です。市独自パンフレット、大変好評でした。制度の更新を反映させなければなりません。考えていただけないでしょうか。

■子ども家庭局長

確かにPRしながら、そして手元に届けていくということが非常に重要です。関心に合わせた、そしてまたわかりやすい内容、そういう意味では新たな取り組みを含めた見直しということも必要かもしれません。そういう点で検討を重ねたいと思います。

すみませんが、先ほどの答弁で間違ったことがありましたので、発言させていただきたいと思います。ヤングケアラーの窓口ですが、来年度からスタートするのですが、まだ開始時期っていうのは、あのすいません。決まっておりません。来年度早いうちに開設したいと思っています。申し訳ございません。以上でございます。

●永井議員

はい、ありがとうございます。助成もとりあえずされない、制度変更を知らせるパンフレット、検討していただけるということです。安心して、産み育てられる北九州を目指す姿勢、この姿勢が非常に大事です。この姿勢という点で、ある自治体を紹介したいと思います。鳥取県です。まず国が開始する不妊治療は、オーソドックスな不妊治療への保険適用です。不妊治療の特徴となっているのは、オーダーメイドの治療です。鳥取県では、事前ヒアリングで医療機関に確認をとって、患者さんに経済的に負担はあつてはならない、ということで、紹介パンフを更新し、助成制度も作っています。鳥取県のように、独自支援やるべきではないですか。再度答弁お願いします。

■子供家庭局長

4月から保険適用になるわけですが、やはり自己負担というところの、また混合診療、さまざまな新しい制度が…、今後勉強してしてまいります。